

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第14条及び第15条第1項、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第116条の3及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の6の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため、給食の実施に関する訓令を次のように定める。

昭和35年12月5日

防衛庁長官 江崎真澄

給食の実施に関する訓令

改正 昭和41年4月11日庁訓第13号
昭和48年11月27日庁訓第60号
昭和53年12月14日庁訓第36号
昭和57年4月30日庁訓第19号
昭和60年3月27日庁訓第8号
平成元年3月4日庁訓第6号
平成元年3月15日庁訓第11号
平成2年10月1日庁訓第38号
平成8年10月18日庁訓第52号
平成11年8月24日庁訓第45号
平成12年6月9日庁訓第76号
平成13年11月2日庁訓第76号
平成15年6月30日庁訓第56号
平成15年8月1日庁訓第59号
平成15年10月8日庁訓第67号
平成16年7月29日庁訓第64号
平成17年2月25日庁訓第12号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成20年1月15日省訓第1号
平成25年1月8日省訓第3号
平成25年1月30日省訓第7号
平成25年3月22日省訓第16号
平成25年3月28日省訓第25号
平成26年3月31日省訓第22号
平成27年10月1日省訓第39号
平成28年3月28日省訓第18号
平成29年7月27日省訓第46号
令和元年6月25日省訓第12号
令和3年7月1日省訓第42号
令和6年7月11日省訓第281号

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 食事の区分
 - 第1節 食事の区分及び支給基準量（第8条・第9条）
 - 第2節 基本食（第10条～第12条）
 - 第3節 増加食（第13条・第14条）
 - 第4節 加給食（第15条）
- 第3章 給食計画等（第16条～第19条）
- 第4章 会計その他必要な事務手続（第20条～第22条）
- 第5章 報告（第23条）
- 第6章 被収容者の食事支給（第24条）
- 第7章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省における給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「給食」とは、給食計画の作成、栄養価の算定、調理及び配食に関する業務並びにこれらに伴う糧食、給食用器材、食堂、調理場、倉庫等の管理事務、会計事務、衛生管理事務及び作業管理事務をいう。

（給食実施機関）

第3条 防衛省において給食を実施する機関（以下「給食実施機関」という。）は、防衛大学校及び防衛医科大学校並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）がそれぞれ指定する自衛隊の部隊及び機関とする。

（給食実施機関の長）

第4条 給食実施機関の長は、健康増進法（平成14年法律第103号）第21条第3項及び防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第22条に規定する栄養管理に関する事務を行うとともに、給食の実施及び改善について必要な措置を講じなければならない。

2 給食実施機関の長は、給食の円滑な実施を図るため、その諮問機関として給食委員会を設けるものとする。

3 給食実施機関の長は、他の俸給支給機関の長（俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第2条第1項に規定する俸給支給機関の長をいう。）又は防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第14条第2項第6号の規定による公務旅行を命ずる者（以下「他の俸給支給機関の長等」という。）から隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）に対する食事の支給について依頼があつた場合には、当該隊員について食事を支給しなければならない。

4 給食実施機関の長は、当該給食実施機関において食事の支給を受けるべき隊員が、出勤、災害派遣、演習又は施設工事等のため、当該給食実施機関以外の給食実施機関（以下「他の給食実施機関」という。）による食事の支給を必要とする場合には、他の給食実施機関の長にその権限の全部又は一部を委任することができる。

(食品衛生管理官等)

第5条 給食実施機関に食品衛生管理官及び栄養担当官各1人を置く。ただし、艦船その他の特殊な勤務環境にある給食実施機関にあつては、食品衛生管理官と栄養担当官の兼任を妨げない。

2 食品衛生管理官は、原則として医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師の資格を有する者のうちから給食実施機関の長が命ずる。

3 栄養担当官は、原則として栄養士(1回300食以上又は1日750食以上の食事を支給する給食実施機関にあつては管理栄養士)の資格を有する者のうちから給食実施機関の長が命ずる。ただし、健康増進法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設に該当する給食実施機関には、同項の規定により管理栄養士たる栄養担当官を置くものとする。

4 食品衛生管理官は、給食実施機関の長の命を受け、伝染病及び食中毒の発生防止のため、糧食、給食用器材等の衛生検査を行うとともに、糧食、給食用器材、食堂、調理場、倉庫等及び調理、配食等に関し必要な衛生管理を行う。

5 栄養担当官は、給食実施機関の長の命を受け、献立の作成及び栄養価の算定を行うとともに、栄養管理を行う。

6 前各項に関し必要な事項は、防衛大臣の承認を得て、防衛大学校長、防衛医科大学校長及び各幕僚長(以下「防衛大学校長等」という。)が定める。

(検食等)

第6条 給食実施機関の長又は給食実施機関の長の指定する者及び食品衛生管理官は、毎配食前に、食事の適否を検査し、その改善指導を行うため、その適量について検食を行わなければならない。ただし、事情やむを得ない場合で、防衛大学校長等が認めたときは、この限りでない。

2 食品衛生管理官は、毎配食時に、衛生管理の適正を期するため、食事から必要量の検体を採取し、これを10℃以下(できるだけ5℃以下)で48時間以上保管しなければならない。

3 前2項に関し必要な事項は、防衛大学校長等が定める。

(給食審査)

第7条 防衛大学校長等は、給食の適正化及び隊員の栄養確保を図るため、毎会計年度、給食実施機関の給食の実態を調査し、別紙様式により防衛大臣に報告しなければならない。

第2章 食事の区分

第1節 食事の区分及び支給基準量

(食事の区分)

第8条 食事は、基本食、増加食及び加給食に区分する。

(定額、定量及び栄養摂取基準量)

第9条 防衛大学校長等は、毎会計年度、当該会計年度開始前に基本食、増加食及び加給食の定額、定量及び栄養摂取量の基準を防衛大臣の承認を得て定めなければならない。

第2節 基本食

(基本食の定義)

第10条 基本食は、日常の生活に必要な食事であつて、平常食、非常食及び患者食に区分する。

2 基本食は、通常、朝、昼及び夕の3回に分けて支給する。

(基本食の代替)

第11条 隊員の休暇、外出、公務旅行等に際して、基本食を支給することができない場合には、前条の規定にかかわらず、他の糧食を支給することができる。

2 前項の規定により支給する糧食の品目及び数量は、基本食の定額及び定量の範囲内で給食実施機関の長がその都度定める。

(非常食の支給)

第12条 非常食は、次の各号のいずれかに該当し、平常食若しくは患者食を支給することができない場合又は著しく困難な場合に、非常用糧食をもつて支給する。

(1) 出動、出動待機、災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣を命ぜられたとき。

(2) 天災地変に遭遇したとき。

(3) 平常食又は患者食の材料の調達が困難であることその他の理由により、平常食又は患者食を支給することができないとき。

2 給食実施機関の長は、非常用糧食で一定の期間を経過したものを、更新のために支給することができる。この場合において、防衛大学校長及び防衛医科大学校長以外の給食実施機関の長は、各幕僚長の定めるところにより支給するものとする。

3 防衛大学校長及び防衛医科大学校長以外の給食実施機関の長は、前2項の規定により非常用糧食を支給したときは、各幕僚長の定めるところにより、速やかにその期日、理由、支給範囲、品目及び数量を各幕僚長に報告しなければならない。

第3節 増加食

(増加食の定義及び区分等)

第13条 増加食は、隊員が特別の勤務又は訓練に従事した場合に防衛大臣の定めるところにより、基本食を補足し又は栄養を補充するため支給する食事であつて、夜食、演習増加食、空挺食及び潜水艦食に区分する。

(給食方法)

第14条 増加食は、品目に応じて、又は時宜に応じて、基本食と併せて、又は分けて支給する。

第4節 加給食

(加給食の定義及び区分)

第15条 加給食は、乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第7条の規定により支給される乗員等が勤務を行うに当たつて必要な特別の食事であつて、航空加給食及び機上加給食に区分する。

2 加給食の支給方法については、前条の規定を準用する。

第3章 給食計画等

(給食計画)

第16条 給食実施機関の長は、毎会計年度、当該会計年度開始前に給食計画を作成しなければならない。この場合において、防衛大学校長及び防衛医科大学校長以外の給食実施機関の長は、各幕僚長の定めるところにより、これを作成しなければならない。

2 給食計画は、当該年度における給食実施機関全般の給食の実施に必要な事項を定めるとともに、教育訓練、食事の支給人員、季節、物価等を考慮して、糧食費の有効な使用を図り、隊員の健康を保持増進するよう作成しなければならない。

(献立表及びその変更)

第17条 栄養担当官は、前条の給食計画に基づき、あらかじめ献立表を作成し、順序を経て給食実施機関の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の献立表を変更する必要がある場合は、給食実施機関の長の承認を受けるものとする。

3 献立表は、定額及び定量を基準とし、教育訓練、季節、物価等を考慮し、各種栄養素の配合及び基準熱量の摂取に留意して作成するものとする。

(食事支給の依頼)

第18条 給食実施機関の長は、他の俸給支給機関の長等からの依頼に基づき、第4条第3項の規定による食事の支給を行うものとする。

2 前項の依頼は、食事の支給を受けるべき隊員、食事の区分、支給日時その他食事の支給に関し必要な事項を記載した上で、給食実施機関の長が他の俸給支給機関の長等と協議して定める期限までに行うものとする。

第19条 削除

第4章 会計その他必要な事務手続

第20条 糧食その他給食に必要な器物等の補給等に関しては、防衛大学校長等の定めるところによる。

第21条 削除

(残飯及び残菜)

第22条 残飯及び残菜は、再利用できるものを除き、防衛大学校長等の定めるところにより、払下げ又は廃棄の処置を行うものとする。

2 前項の払下げは、資金前渡官吏が行う。

第5章 報告

(糧食費計算書)

第23条 防衛大学校長及び防衛医科大学校長以外の給食実施機関の長は、毎月、各幕僚長の定めるところにより、糧食費に関する計算書(非常用糧食の支給を含む。)及び栄養に関する報告を作成し、各幕僚長に提出しなければならない。

第6章 被収容者の食事支給

(被収容者の食事支給)

第24条 給食実施機関の長は、武力攻撃事態及び存立危機事態(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第4号に規定する存立危機事態をいう。)に際し、被収容者(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成16年法律第117号)第24条第1項に規定する被収容者をいう。)に対し食事を支給する場合には、被収容者の属する国における風俗慣習及び生活様式等を十分に考慮して行うものとする。

第7章 雑則

(部外者の食事支給)

第25条 隊員以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものに対しては、あらかじめ食事の支給について申出があつた場合に限り、給食実施機関の長は、それぞれ当該各号に定める食事を支給することができる。

(1) 自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛隊による行動関連措置(武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に

伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第2条第8号に規定する行動関連措置をいう。）としての食事の提供を受けることとされたもの又は自衛隊法第84条の5第2項第4号若しくは第5号の規定により活動を行う自衛隊から食事の提供を受けることとされたもの 基本食、増加食及び加給食

(2) 自衛隊法第77条の3第2項、第84条の5第2項第1号若しくは第2号、第100条の6第2項、第100条の8第2項、第100条の10第2項、第100条の12第2項、第100条の14第2項、第100条の16第2項又は第100条の18第2項の規定により食事の提供を受けることとされたもの 基本食、増加食及び加給食

(3) 自衛隊法第100条の2の規定により教育訓練を受けるものであつて自衛隊法施行令第126条の6の規定により食事を支給する必要があると認めるもの 基本食、増加食及び加給食

(4) 自衛隊法第116条の2第1項に規定する自衛隊を視察し若しくは見学するもの又は同条第2項に規定する自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品等若しくは役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶及び庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事するものであつて、その附近において自ら食事を調えることができないと認められるもの 基本食

2 前項の規定により同項第1号及び第2号に規定する者のうち、アメリカ合衆国軍隊、オーストラリア国防軍、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊、フランス共和国の軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊又はドイツ連邦共和国の軍隊に属するものに対して食事を支給する場合には、日米物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第2号。以下この項において「日米物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号、日豪物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第1号。以下この項において「日豪物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号、日英物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成29年防衛省訓令第45号。以下この項において「日英物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号、日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第10号。以下この項において「日仏物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号、日加物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和元年防衛省訓令第11号。以下この項において「日加物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号、日印物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和3年防衛省訓令第41号。以下この項において「日印物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号又は日独物品役務相互提供の実施に関する訓令（令和6年防衛省訓令第279号。以下この項において「日独物品役務相互提供訓令」という。）第2条第7号に規定する実施権者から送付を受けた日米物品役務相互提供訓令第30条第1項、日豪物品役務相互提供訓令第30条第1項、日英物品役務相互提供訓令第30条第1項、日仏物品役務相互提供訓令第30条第1項、日加物品役務相互提供訓令第30条第1項、日印物品役務相互提供訓令第30条第1項若しくは日独物品役務相互提供訓令第30条第1項に規定する送り状の謄本又は日米物品役務相互提供訓令第34条第1項、日豪物品役務相互提供訓令第34条第1項、日英物品役務相互提供訓令第34条第1項、日仏物品役務相互提供訓令第34条第1項、日加物品役務相互提供訓令第34条第1項、日印物品役務相互提供訓令第34条第1項若しくは日独物品役務相互提供訓令第34条第1項に規定する役務受諾証を食事の支給についての申出とみなす。

3 第1項に規定する食事の支給方法については、防衛大学校長等が定める。

(食事の対価)

第26条 隊員以外の者に支給する食事の対価は、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第6条第2項の規定に準じ別に防衛大臣が定める。

附 則

この訓令は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月11日庁訓第13号）

この訓令は、昭和41年4月11日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日庁訓第8号）（抄）

1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

3 この訓令の施行の日以後において、給食の実施に関する訓令第7条、防衛庁所管国有特許権等の管理に関する訓令第7条若しくは第10条、有償援助による調達の実施に関する訓令第27条又は海上自衛隊の使用する船舶が緊急船舶の指定を受ける場合の手續等に関する訓令第3条の規定による昭和63年度に係る報告又は通知を行う場合の報告書又は通知書の様式については、当該報告書及び通知書の様式中「平成年度」とあるのは、「昭和 年度」とする。

附 則（平成元年3月15日庁訓第11号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成8年10月18日庁訓第52号）

この訓令は、平成8年10月22日から施行する。

附 則（平成11年8月24日庁訓第45号）

この訓令は、平成11年8月25日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の航空機の運航に関する訓令第13条の2第2項第5号及び第13条の3第2項第5号中自衛隊法第100条の9の規定に基づき後方地域支援としての物品又は役務の提供を実施する場合に係る部分の規定は、同年9月25日から施行する。

附 則（平成12年6月9日庁訓第76号）

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）（抄）

1 この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成15年6月30日庁訓第56号）

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年8月1日庁訓第59号）

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年10月 8 日庁訓第67号）

この訓令は、平成15年10月 8 日から施行する。

附 則（平成16年 7 月29日庁訓第64号）

この訓令は、平成16年 7 月29日から施行する。

附 則（平成17年 2 月25日庁訓第12号）

この訓令は、平成17年 2 月25日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第 6 章中第24条を第25条とし、同章を第 7 章とし、第 5 章の次に 1 章を加える改正規定は平成17年 2 月28日から施行する。

附 則（平成19年 1 月 5 日庁訓第 1 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

（様式用の紙に関する経過措置）

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成20年 1 月15日省訓第 1 号）

この訓令は、平成20年 1 月16日から施行する。

附 則（平成25年 1 月 8 日省訓第 3 号）（抄）

1 この訓令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条、第 5 条第 6 項、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条、第 9 条、第12条第 3 項、第16条第 1 項、第20条、第22条第 1 項、第 25 条第 3 項並びに別紙様式の改正規定並びに次項の規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日省訓第16号）

この訓令は、平成25年 3 月26日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日省訓第25号）

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日省訓第22号）（抄）

1 この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年10月 1 日省訓第39号）（抄）

この訓令は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年 3 月29日から施行する。

附 則（平成29年 7 月27日省訓第46号）

この訓令は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日省訓第12号）

この訓令は、令和元年 6 月26日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 7 月18日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 1 日省訓第42号）

この訓令は、令和 3 年 7 月11日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月11日省訓第281号）

この訓令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

別紙様式（第7条関係）

令和 年 月 日

防 衛 大 臣 殿

防 衛 大 学 校 長
防 衛 医 科 大 学 校 長 印
各 幕 僚 長

令和 年度給食実態調査報告書

標記について、給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）第7条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 給食方針の実施成果概要
- 2 給食委員会の成果概要
- 3 食品衛生管理官、栄養担当官充足状況（別添1）
- 4 糧食費予算使用状況（別添2）
- 5 基本食定額運用状況（別添3）
- 6 基本食定量摂取状況（別添4）
- 7 基本食栄養基準量摂取状況（別添5）
- 8 増加食、加給食支給状況（別添6）
- 9 非常用糧食調達及び給食等状況（別添7）
- 10 残飯、残菜発生状況（別添8）
- 11 糧食費会計監査指摘状況（別添9）
- 12 部外者給食状況（別添10）
- 13 給食関係表彰等実施状況（別添11）
- 14 給食施設、器具等の整備概要
- 15 その他